

平成22年第21回葛巻町議会臨時会会議録（第1号）目次

平成22年3月29日

【開会】	1
諸報告	
・出張報告	
・行政報告	
【会議録署名議員の指名】	2
日程第1 会議録署名議員の指名	
【会期の決定】	2
日程第2 会期の決定	
【議案第1号、議案第2号】	
日程第3 議案第1号 平成21年度葛巻町一般会計補正予算（第7号）	2
日程第4 議案第2号 平成21年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）	7
日程第5 議案第3号 国民健康保険葛巻病院に勤務する職員の特殊勤務手当に関する 条例	8
日程第6 議案第4号 町有自動車事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償金の額を定 めることに関し議決を求めることについて	11

平成22年第21回葛巻町議会臨時会会議録 第1号 (本会議)

告示年月日	平成22年3月19日(金)					
招集年月日	平成22年3月29日(月)					
招集の場所	葛巻町役場					
会期	平成22年3月29日 1日間					
会議の月日	平成22年3月29日(月) 開会10時00分 閉会10時20分					
応招・不応招 議員及び出席 並びに欠席議員 (凡例) ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 遅 遅 早 早	議席番号	議員氏名	出欠席の有無	議席番号	議員氏名	出欠席の有無
	1	柴田 勇雄	○	6	橋場 清廣	○
	2	鈴木 満	○	7	高宮 一明	○
	3	姉帯 春治	○	8	辰柳 敬一	○
	4	小谷地 喜代治	○	9	鳩岡 明男	○
	5	山岸 はる美	○	10	中崎 和久	○
会議録署名議員	4番	小谷地 喜代治		7番	高宮 一明	
会議の書記	議会事務局長	阿部 実		議会事務局総務係長	檜木 幸夫	

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町長	鈴木 重男	建設水道課長	馬 渕 文雄
	副町長	觸澤 義美	教育委員会教育次長	近藤 勝義
	教育長	村木 登	病院事務局長	鳩岡 修
	監査委員		農業委員会事務局長	遠藤 彰範
	総務企画課長	村上 久男	総務企画課総務室長	村中英治
	住民会計課長	入月 俊昭	総務企画課総合政策室長	佐藤 義房
	健康福祉課長	野頭 諭	総務企画課財政係長	大久保 栄作
農林環境エネルギー課長	荒谷 重			

(開会時刻 10時00分)

議長 (中崎和久君)

朝のあいさつをします。おはようございます。

ただいまから平成22年第21回葛巻町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから今日の会議を開きます。

今日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しているとおりです。

日程に入るに先立ち、諸報告をします。

出張報告をします。

3月14日から15日まで、葛巻ふるさと会総会出席のため、東京都に出張しました。

これで出張報告を終わります。

次に町長から発言の申し出がありますので、これを許します。町長。

町長 (鈴木重男君)

葛巻病院長の採用について、ご報告を申し上げます。

平成19年6月以降不在でありました葛巻病院長として、この4月から就任いただく医師が決定いたしました。

赴任いただく先生は、東京都出身53歳男性であります。昭和58年に東京医科歯科大学を卒業後、同大学付属病院を中心に神経内科、リハビリ科に勤務され、平成16年には地域医療を希望し、北海道内の自治体病院に移り、これまで勤務されております。

先生の採用までの経過を簡略に申し上げますと、今月初めに岩手県医師支援室を通じ、県内市町村立病院への勤務を希望する医師の情報がありました。これを受け、3月5日に来町していただき、病院および医師住宅の視察、勤務医との情報交換をしていただきました。その後私が面談をし、病院長就任を要請し、ご快諾いただき採用を決定したところであります。

先生は、ご家族の引っ越しなどの関係から、来る4月12日から葛巻病院での診療を開始していただく予定となっております。先生は、豊富な経験と地域医療への強い意志を持たれた方であり、町民から信頼される医師として地域医療に邁進していただけるものと期待をいたしております。

以上ご報告申し上げましたが、今次臨時議会には医師確保の一助とすべく、医師の待遇改善に向けた医師研究手当の増額を内容とする条例改正など4議案をご提案申し上げますので、慎重ご審議のうえ、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。行政報告といたします。

議長 (中崎和久君)

これで町長からの報告を終わります。

以上で諸報告を終わります。

これから今日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、葛巻町議会会議規則第119条の規定により、議長から4番、小谷地喜代治君、7番、高宮一明君を指名します。

次に日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本臨時会の会期について、本臨時会の招集に当たり、本日議会運営委員会が開かれております。その協議結果について、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長、姉帯春治君。

委員長（姉帯春治君）

議長の指名がありましたので、議会運営委員会の会議結果について報告します。

先ほど午前9時30分から議会運営委員会を開催し、本臨時会の会期、議事日程等について協議しました。その結果、会期は本日3月29日1日間とし、会期内の日程は、議長がお手元にお示ししている日程のとおりです。

議員各位のご協力をお願い申し上げまして、報告を終わります。

議長（中崎和久君）

これで議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りします。本臨時会の会期は、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日29日の1日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日29日の1日間と決定しました。

なお、議事日程につきましては、お手元に配付しました日程のとおりです。ご承知願います。

次に日程第3、議案第1号、平成21年度葛巻町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務企画課長。

総務企画課長（村上久男君）

（別添議案書説明）

議長（中崎和久君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。1番、柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

まず最初に、4ページの繰越明許についてお伺いをいたしたいと思っております。

今回37事業が繰り越しというようなことになるようでございますが、この中で、すでに入札が執行済になっているものは、どのような事業なのか。それからまた、未執行

なものはどのような事業なものか。それからまた、入札に付されないような、例えば随意契約のような事業もこれに含まれているものかどうか、その内容についてお尋ねをいたしたいと思います。

それから、8ページの特別交付税、ただいまの説明によりますと、前年対比で40,000,000円ちょっとの増、前年度比で13.8パーセントの増というふうな説明がございましたけれども、この増の要因はどのように分析されているのか、その点についてお伺いをいたしたいと思います。

それから、もう1点は10ページの教育費の関係で、特に備品購入、委託料もそうですけれども、非常に、実績によるというふうなことのようでございますけれども、だいぶ減額された中身で、どのような形でこのようになったのか、その経緯についてお尋ねをいたします。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（村上久男君）

今回繰越事業となります主な内容でございますが、特に地域活性化の経済危機臨時交付金事業でございますが、35事業ほど予定しておりましたけれども、すでに年度内に完了しておりますのが18事業ございまして、繰り越しとなりましたのが17事業ございまして、1,011,565,000円となるものでございます。このほかに水道会計が1つあるところでございます。

あと、このほかに公共投資臨時交付金が2事業ほどございますが、これは2件とも全額繰越になるものでございますし、きめ細かな臨時交付金につきましては19事業を予定しておりましたが、473,739,000円の計画でございますが、これにつきましては全額繰越をするというふうな内容になっているものでございます。

議長（中崎和久君）

総務企画課長、質問の趣旨が違うのではありませんか。すでに入札しているもの、未だやっていないもの、随意契約のもの、その中身の質問であるわけですが、答えになっておりません。

総務企画課長（村上久男君）

すみません。入札済の件数等まとめておりませんので、ちょっと時間をいただきたいと思います。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（村上久男君）

そういう分類をしておりませんでしたので、入札済の件数等につきまして、ちょっと時間をいただきたいと思います。

議長（中崎和久君）

暫時休憩します。

（休憩時刻 10時21分）

（再開時刻 10時25分）

議長（中崎和久君）

休憩中のところ、再開をいたします。

総務企画課長。

総務企画課長（村上久男君）

すでに一部執行しているものが2件ございます。地区センターの水環境整備事業と、それから消防団の消防職員活動服整備事業の2件は、一部すでに執行済でございます。入札済のものはありません。

議長（中崎和久君）

暫時休憩します。

（休憩時刻 10時26分）

（再開時刻 10時29分）

議長（中崎和久君）

休憩中のところ、再開をいたします。

副町長。

副町長（觸澤義美君）

2点目の特別交付税の増の要因ということのご質問にお答え申し上げたいと思います。

今回の特別交付税につきましては、先ほど申し上げましたように、町の場合40,000,000円ほど、13.8パーセントほど伸びております。県の方は全体といたしましては1.5パーセントの減という形になっているものですが、そういう状況になっております。

そういう中で、国の方の算定の、今回の3月の主な主項目でございますが、その中で市町村合併に係る財政需要の算定の分が入っておりますし、それから地震、あるいは台風、そのほかに除雪対策費、あるいは公立病院における医療提供体制の確保に係る財政需要ということになりますし、今回は特に新設といたしまして、人口減団体に対する財

政措置ということが主な算定の項目となっておりますが、そういう中で3月の交付税の分については、積算の内容といたしますか、これが公表されてはおりませんが、このような国の主要算定項目から見ますと、当町の場合除雪対策、あるいは公立の病院における対策事業の部分にかかる経費、さらには新設されました人口減団体に対する財源措置、この3つが増の主な要因と、このように思っておるところでございます。以上でございます。

議長（中崎和久君）

教育次長。

教育委員会教育次長（近藤勝義君）

教育次長からお答えをいたします。

学校情報通信技術環境整備事業、多額の減ということで、その内容についてのお尋ねがございました。

この委託料並びに備品購入費の発注につきましては、指名競争入札を行っておりますが、その元となる積算資料、あるいは仕様書、設計書につきましては通常的なカタログ単価をもって積算をし、それに伴うLAN整備ということで積算をし、発注をしましたところ、このような入札結果になったところでございます。

設置台数等については、パソコン等については、文科省等が掲げる3.6人に1台という基準を、本町の場合児童、生徒数少ないというふうなこともあります。2.8人に1台というような整備でありましたので、当初の予定どおり計画実施をし、その入札残を今回減額しようとするものでございます。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（村上久男君）

先ほどの答弁失礼いたしました。順番にご説明させていただきたいと思っております。

入札済のものでございますが、農業費の中の地区センター水環境の整備事業、設計費につきましては入札済となっておりますし、それから、葛巻高原食品センターボイラー更新事業は、すでに入札済となっております。それから、消防団の被服費、消防団活動服についても一部入札執行済となっているところがございます。それから、教育費の中の小学校理科備品整備につきましては、これは随意契約による契約済み、それから中学校の理科備品等整備事業につきましても随意契約により契約済みとなっているところがございます。これ以外につきましては、今後これから入札執行等しながら進めてまいります内容でございます。以上でございます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1 番 (柴田勇雄君)

まず最初に繰越明許でございますが、そうしますと、一部入札をやっていたものもあれば、やっていないものもある。それからまた、随意契約のものもあるというような話のようでございますが、その他の部分については今後どのような、繰り越して、私は早急に、やはり、こういったような部分については発注、入札執行等を進めなければならないものと認識しているわけでございますが、どのような形でこの37から、先ほどお聞きしましたものを除いた分については、どのような入札計画になるのでしょうか。その点についてお尋ねをいたしたいと思います。

それから、地方交付税の関係については特殊要因で、これの分については交付になるというふうに認識しているものでございますが、多分地震とか台風については、当町の部分については関係がなくて、先ほどの答弁の中にもありました人口減の対策とか、除雪とか、病院、こちらの方に、あるいは向けられたのかなというふうに思っているわけでございますけども、去年と比較いたしましても13.8パーセント、県の平均1.5パーセント減額になっているのと比べますと、相当な特殊要因が私はあるというふうに思っておりますが、この人口減の対策、除雪、病院、3つの大きな要因の中では一番どれが大きなウエイトを占めているのでしょうか、その点についてお尋ねをいたしたいと思います。

それから、教育委員会の方ですが、入札結果というふうなことですが、こういったような部分については、町内業者が関わった部分については、どのような中身で入札結果が出ているのでしょうか。そしてまた、指名は町外、町内、こういったような部分で入札なされたのか。その中身について、もう少し詳しくお尋ねをいたしたいと思います。

議長 (中崎和久君)

総務企画課長。

総務企画課長 (村上久男君)

繰越明許費によります今後の執行についてのご質問でございますが、22年度に繰り越したのものの中につきましては、当然事業執行、これまで冬期間等もあったことから良い工事ができないといいますが、そういうふうなこと等もありまして、繰り越したのもございますし、それから、すでに地域情報化基盤整備のように、21年度事業で測量、設計等を完了しておりますので、直ちに執行できるような体制が整っているものもございます。経済対策でございますので、執行体制が整い次第、入札等を行いながら進めてまいりたいと思っておりますが、ものによりましては若干天候が良くなる時季にというようなものもあると思います。できるだけ早期に発注をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

議長 (中崎和久君)

副町長。

副町長（ 觸澤義美君 ）

2点目にお答え申し上げますが、先ほど申し上げましたように除雪対策、あるいは公立病院の対策、あるいは人口減対策ということ等が考えられるというお話を申し上げましたが、先ほど申し上げましたように、この個別の積算内容と申しますか、これについては公表されておられませんので、その中でどれが特に一番高かったかというご質問でございますが、このことにつきましては、うちの方としても把握していないところでございます。

議長（ 中崎和久君 ）

教育次長。

教育委員会教育次長（ 近藤勝義君 ）

教育費関係の備品の購入、入札の状況についてお答えをいたします。

この経済対策については、極力町内業者をというふうなご指摘等もございまして、デジタルテレビにつきましては、町内3社による指名競争入札を行っております。コンピュータ、電子黒板、そのLAN整備については、規模が大きくて、今後の対応等を考えたときに、一定の技術を持った者を有する会社ということから、残念ながら町外業者、本町におけるコンピュータ関連の取引のある町外3業者を、指名競争入札で行っております。

議長（ 中崎和久君 ）

ほかに。

（ 「なし」 の声あり ）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第1号、平成21年度葛巻町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 賛成者起立 ）

起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に日程第4、議案第2号、平成21年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務企画課長。

総務企画課長（ 村上久男君 ）

(別添議案書説明)

議長 (中崎和久君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第2号、平成21年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に日程第5、議案第3号、国民健康保険葛巻病院に勤務する職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務企画課長。

総務企画課長 (村上久男君)

(別添議案書説明)

議長 (中崎和久君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。1番、柴田勇雄君。

1番 (柴田勇雄君)

まず、医学研究手当の関係ですが、通常であれば、この臨時議会というよりは3月の定例議会に、このように引き上げるのであれば引き上げをして、予算との整合性を私は図るべきではないのかなど、そのように思っておりますが、なんとなく、この差し迫った29日の日に、このような額が出てくるというようなことは、この医師確保に向けた待遇改善とはいえ、あくまでも付け足しのような感じがしますが、どのような形で当初予算に、このような措置をできなかったのか、まず第1点、その点についてお伺いをいたしたいと思います。

それからまた、この医学研究手当、特殊勤務手当等について、県内の公立病院との均衡性、優位性、そういったようなものはどのような内容になっているのでしょうか。当町の部分については高い、低い、そういったような部分はどのように見ればよろしいのでしょうか。

それからまた、今回は理学療法士の手当がリハビリテーション手当に改正になるよう
でございますが、作業療法士が葛巻病院の方で採用予定があるのでしょうか。その点に
ついてもお伺いいたしたいと思ひますし、また逆に医学研究手当では、歯科医師につ
いても、この医学研究手当が支給されるようでございますが、歯科医師の採用というよ
うな形も考えておられるのでしょうか。もし、考えておられるのであれば、歯科とい
うようなことも出てくるものなのでしょうか。その点についてもお尋ねをいたしたいと思ひます。

また、この額でございますが、手当の額は1月につき700,000円の範囲内で町長の定
める額というふうなことで、規則に委任しているようでございますが、今回この上限を
700,000円に定めた場合、実際にこの医学研究手当を支給する方法はどのような形で支
給になっているのでしょうか。

そしてまた、現在現実に支給されている医学研究手当は、どの部分とどの部分が、例
えば院長の場合は650,000円、副院長の分については450,000円、科長の場合は350,000
円、医師の部分については250,000円となっているようでございますが、現医師につ
いては、このうち、どの欄が適用になっているのでしょうか。その点についてお尋ねをいた
します。

議長（中崎和久君）

病院事務局長。

病院事務局長（鳩岡修君）

まず第1点目の医学研究手当の改正につきまして、定例会にご提案できなかったとい
う部分でございますが、非常に医師の確保の部分につきまして、見通しの立たない部分
でございました。具体的な手当の目安となる部分が、それぞれの先生方によりまして、
さまざまな状態にありまして、実際に金額を確認できるという機会も、そう数が多くは
なかったのですが、お願いしている先生方の中で総体的な報酬、給与ですね、の額につ
いての線がある程度見える部分での額に届く部分で調整したいという部分で、今回の4
月にお願ひします先生に合わせるような形で今回提案をお願いしたというのが、その理
由でございます。

次に公立病院の関係の比較という部分でございますが、金額的に大きな分での医師研
究手当の関係の資料についてお話申し上げます。大体医師研究手当、院長等ですが、
300,000円台から約900,000円近い範囲にございます。そういう分布でございますので、
当町は平均的よりは上、高い方の、一番高くはありませんが、やや、そこを下回る程度
の位置にあるというふうにご存じます。

県立の場合も大体400,000円から500,000円台になっておるようでございます。給与
の割合によって支給されている病院と定額による病院がございますので、一概に比較す
る部分では、はっきり比較できない部分がございますが、そういうランクにあるという
ふうにご存じます。

次にリハビリテーションでございますが、これまで理学療法士だけの手当でございま
したのですが、今度4月に採用いたします職員が作業療法士となりますので、この部分

を追加してリハビリテーション手当というふうな名称に改めさせていただいたものでございます。この名称につきましては、診療報酬の項目がリハビリテーションという用語になってございますので、このような名称に改正させていただくものでございます。

次に歯科医師でございますが、歯科医師の現在採用の予定はございませんが、さまざまな給与関係の文章におきまして、統一的な用語として、医師及び歯科医師というような部分で用いられている言葉でございますので、今回はこの部分についての改正は行わない状態にしたものでございます。

額の部分でございますが、医学研究手当の現在支給されている先生方の状況でございますが、副院長450,000円、科長350,000円、2人の先生方、常勤医に支給してございます。

今後改正になった時点で50,000円、院長を650,000円を700,000円、副院長を500,000円、科長を400,000円に改正しようという規則改正を予定しておりますのでございます。よろしく願いいたします。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

今回は50,000円の引き上げになっている内容なわけですが、300,000円から900,000円、県内ではこのような医学研究手当の類で措置されているというようなことで、高い方だというふうなことでございますが、こういったような部分については、今回先ほどの行政報告の中でも院長が4月に赴任するというふうなことのようにございまして、それについては、それにいたしまして、先ほどの答弁の中では、科長までは50,000円ずつ、通常の医師の部分については、250,000円の部分については考えていないのかどうか。さらに、こういったような50,000円の引き上げで十分、こういったような待遇改善が十分だと思っているのかどうか、そのあたりをお聞きいたしたいと思っております。

また、医師の動向でございますが、医師数、現在の医師の方々にプラス院長1名というふうな認識でよろしいでしょうか。

議長（中崎和久君）

病院事務局長。

病院事務局長（鳩岡修君）

金額の部分でございますが、医師の分今250,000円の支給、規定されております医師につきましては、現在はその分については値上げをしない体制にしようというふうな考えてございます。この部分につきましては、他の部分の比較の部分でも100,000円台から200,000円台という、200,000円の前半というような実態もございまして、管理職と管理職外というような部分での違いもございまして、ここの部分については据え置きというような予定を考えてございます。

人員の部分につきましては、そのように1名の増を想定したものでございます。よろしく申し上げます。

議長（中崎和久君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第3号、国民健康保険葛巻病院に勤務する職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に日程第6、議案第4号、町有自動車事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務企画課長。

総務企画課長（村上久男君）

（別添議案書説明）

議長（中崎和久君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。1番、柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

この内容につきましては出張中の事故のようでございますが、この事故で人身事故等は無かったのかどうか。

それからまた、スリップして、反転して、停止したというようなことでございますが、相手方の停止した地点は左側だったのか、町側の走行車線上にあったのか、それとも向かって右側の方であったのかですね、そういったような分で、町が8割過失というふうなことでございまして、その中身について、もう少し詳しくお聞かせいただきたいと思っております。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（村上久男君）

今回の自動車事故に係ります人身事故はありませんで、走行中の車線につきましては左側車線を走行中、前方の車が回転をして左側の路線に停止をしたというふうなものでございます。

なお、相手方が盛岡市の庁用車というふうなこともありまして、保険会社が同じ保険会社ということで、こういう過失割合というふうなことになったものでございまして、ルール分といいますか、こういう過失割合になるのかなど、ちょっと不満ではありましたが、納得をしたというふうなことであります。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

一般的に考えれば、今の説明ですと、左側の方に寄ってきて、止まっていたとはいえども、こちらの方が8割過失、なんとなく普通は総務企画課長がおっしゃるとおり、不満だけでも同じ保険会社というふうな発言がございましたけども、なんとなく事故にあった職員が、これであれば8割悪いというふうなことになりますよね。こういったような部分については、もう少し町側としても、その事故があった職員についても、非常に私は気の毒なような感じがいたしますが、この事故割合ですね、本当に8対2といったならば、こちらにかなりの過失がない限り、走行車線に飛び出しているという今の説明ですよ。ちょっと、なんとなくおかしいような感じがするのですが、どうでしょうか。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（村上久男君）

前方を走っておりまして車が反転して急停止したというふうなことで、今回の過失割合につきましては、停止していた車に対して当町の車が追突したというふうにとられたものというふうに理解しておりまして、原因はこちら側ではなくて相手側にあったものとは思っておりますが、過失割合ではこうなったということで、大変残念ではございますが、停止していた車に対して追突をしたというふうな、そういうふうな内容のものになったようでございます。以上でございます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

過失割合については私も不満が残るところです。非常に、事故を起こされた職員の方

についてはお気の毒だなど、そういうふうには思っておりますが、こういうふうな部分については、もう少し内容検討のうえ、やはり実際の事故現場を確認され、そしてまた、過失割合も適正な部分に努めるべきだなどというふうなことを申し上げて終わります。

議長（中崎和久君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第4号、町有自動車事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

以上で今日の議事日程は全部終了し、本臨時会に付された事件はすべて終了しました。

これで今日の会議を閉じます。

平成22年第21回葛巻町議会臨時会を閉会します。

（閉会時刻 10時20分）